

除雪にご協力ください

冬の交通の確保と皆さんの生活をを守るため、市では早朝から道路除雪を行います。除雪作業を効率よく行うために、ご理解とご協力をお願いします。

沿道の木、庭木、垣根の枝のはみ出しも各戸で伐採し、沿道の障害物も雪が降る前に片付けましょう。

路上に障害物（木材、鋼材）があると、除雪作業の重大事故につながります。

◆除雪作業車に近寄らない
除雪作業車の30㍎以内は危険なので、近寄らないでください。除雪作業車は前方10㍎以内が見えにくいので無理な追い越しはやめましょう。

◆屋根の雪下ろしをしたら片付けましょう
屋根から道路に落ちた雪は、火災などの緊急時や交通の事故防止のため片付けましょう。

◆道路には物を置かない
各家庭の出入口から道路までの除雪は各戸で行い、道路に雪を絶対に出さないでください。

◆排雪場が変わりました
これまで一般の排雪場として利用していた西条グラウンドが利用できなくなりました。夜間瀬橋下流左岸の河川敷を新たに排雪場としてご利用ください。（2ト車以下）
なお、大型車は越橋上流左岸をご利用ください。



※2トンを超える車の通行は困難です。

お問い合わせ先
市役所道路河川課維持係
☎(02)21111 (内線263)
豊田支所地域振興課係
☎(08)31111 (内線141)

※除雪に関するご意見・ご要望は、各区長を通じて左記までご連絡ください。

除雪中の事故防止に努めましょう

除雪作業に対する慣れや過信、油断が事故を招きます。作業を行う際は、次の点に注意しましょう。

- ◆作業は2人以上で
周りの安全確認や、事故が発生した場合に素早く応急対応ができます。
- ◆屋根からの落雪に注意
気温が上昇すると融雪が始まり落雪が多くなります。

◆除雪機の操作に注意
除雪機に詰まった雪を除去する場合は、必ずエンジンを切ってから行いましょう。

- ◆屋根の雪下ろしは要注意
命綱、ヘルメットを着用しましょう。
- ・建物の周りに雪を残して、万一、転落した際のけがの軽減を図りましょう。
- ・はしごはしっかり固定しましょう。

水路や側溝へ雪を入れない

水路や側溝に雪を投げ入れると下流で雪が詰まり川の水をせき止め、浸水被害の原因となります。

多くの皆さんに迷惑をかけることとなりますので絶対にやめましょう。

お問い合わせ先
市役所庶務課防災係
☎(02)21111 (内線210)

雪下ろし費用の一部を助成します

積雪による住居の倒壊や損傷を防止するため、市では低所得の高齢者、母子家庭および心身障害者世帯などに対して、除雪（雪下ろし）費用の一部を助成しています。

補助対象 屋根に、おおむね70㌢以上積雪した場合の雪下ろしにかかった費用
対象世帯 平成24年度市民税の所得割が課せられていない世帯で、次の①～④のいずれかに該当する世帯

- ① 65歳以上の方のみの世帯および65歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯
- ② 母子・寡婦世帯
- ③ 生計の中心となる方が心身障害者である世帯
- ④ 要保護世帯（生活保護が適用されている世帯は除きます）

申請方法など 申請書が必要なのは、市役所福祉課厚生係保護までご連絡いただければお送りします。
なお、申請書などには、民生委員の確認印が必要になります。
ご不明な点はお問い合わせください。

※市内および近隣市町村にいる扶養義務者（子や兄弟など）から援助が見込める場合や、扶養義務者が雪下ろしをした場合は、補助対象になりません。

お問い合わせ先
市役所福祉課厚生保護係
☎(02)21111 (内線255)
豊田支所地域振興課市民生活係
☎(08)31111 (内線132)

水道管にも冬支度を

凍結による破裂にご注意ください

水は気温がマイナス4度以下になると凍る性質があり、冬期間（11月～4月）は、凍結による「水道管の破裂」や「水道が出ない」などの事故が起こりやすくなります。

水道管の立ち上がりに、保温材料や保温器具（凍結防止帯はコンセントを確認）の使用や、不凍栓などを閉めて蛇口から水抜きなどを行って、凍結を防ぎましょう。

なお、不凍栓によっては、管理方法を誤ると漏水する恐れがありますので十分に注意いただき、バルブは最後まで閉めてください。

※アパートなどにお住まいの方は、寒くなる前に冬の管理方法を、大家の方または不動産業者に確認して、凍結対策を行ってください。それでも、凍結した場合は、大家の方または不動産業者にご相談ください。

※冬期間に長期不在となる場合は、止水栓での「閉栓」をお勧めします。閉栓につ

いては電話での手続きが可能です。閉栓中の料金はかかりません。ただし、ご使用を再開（開栓）する場合には、来庁による開栓手続きと手数料500円が必要です。

検針にご協力を

水道メーターの検針は、2カ月に一度、1日から8日の間に行います。

冬期間は積雪などで、水道メーターの検針ができない場合がありますので、できる限りメーターボックスの上の除雪をお願いします。

なお、除雪等が行われていない場合はメーターを確認することが困難なため、認定水量（過去の使用量を参考に決めて決める水量）で検針したものとみなしてお知らせします。検針（認定水量）の結果は「上下水道使用量のお知らせ」で通知しますので、ご確認願います。なお、水道管が破裂して漏水した場合も、水道料金は使用者の負担となりますので、月に1回はメーターの確認をお願いします。

緊急（破裂、漏水）工事の連絡先

水道工事の依頼先がわからない場合や、休日（年末年始）に自宅の水道施設に障害が発生した時は、☎090（4922）0256または090（7818）6674にお電話いただければ、市が指定した緊急工事当番店が対応します。

豊田地域の方は、豊田上下水道指定工事店組合【代】小林管工☎(38)2090へお電話ください。

※年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁のため、水道の開栓・閉栓はできません。年末年始の間に転入・転出などにより開栓・閉栓の予定がある場合は、12月28日の午前中までに手続きをお願いします。なお、新年は1月4日から業務を開始します。

問い合わせ先
◇水道管など工事・修理に関する事

市役所上下水道課上水道係
☎(22)2111（内線282）

◇開栓・閉栓・検針・上下水道料金に関する事
市役所上下水道課営業係
☎(22)2111（内線284）

小分け作業中の灯油漏れが多発します



◎灯油の小分け作業中は、絶対にその場を離れないようにしましょう。

◎器具、配管に腐食や亀裂がないか確認しましょう。

◎定期的にはホームタンクの残量を確認しましょう。

◎流出事故防止のため、防油堤を設置しましょう。

冬になると、ホームタンクからの灯油漏れが多発します。油が河川に流出すると、被害が広範囲に及ぶとともに、処理に多くの時間と多額の費用が掛かり、処理費用は、原因者負担となることがあります。

ホームタンクで灯油などを貯蔵しているご家庭では、次の点に注意しましょう。

- 問い合わせ・連絡先
市役所環境課環境係
☎(22)2111（内線247）
- 中野消防署 ☎(23)0119
- 豊田消防署 ☎(38)2355
- 北信地方事務所環境課 ☎(23)0202

ぽんぽこの湯 リニューアルオープン



2カ月間の改修工事を終え、晋平の里間山温泉公園ぽんぽこの湯が、リニューアルオープンしました。ぜひ、ご利用ください。

問い合わせ先
晋平の里間山温泉公園
ぽんぽこの湯
☎(23)2686